

七月十八日夜小石川又表町西川洋食部ニ於テ若輩令開催奉合者九  
 十名他ニ新下通信員為十名 横田是一同会ノ辞トシテ「今由吾人ノ  
 運動ニ対シ陸軍ニ向ヒ従ラニ面令テ謝テ謝意ノ認ムコトナラカ外  
 ノ労働ニ干渉ニ対シハ軍隊ヲ出シテ之ヲ抑ヘシトシテハアリ吾人ノ日  
 等ニ辱セズ飽迄目的ノ貫徹ニ努ムカハバラス」ト在長ニ安達取ラ  
 指名シ京行ノ委員ヲ選定シ久住田感外十三名ヲ指名セリ  
 夫レヨリ女座ハ吾等ノ總令ニ充て度ニ伴ヒ自他令名及令則ノ加更  
 ヲナス必要ニ迫リタルヨリ此ノ案ニシテ協議アリタト速ニ令則並ニ  
 旨言ヲ朗読説明シタルニ異議ナラ可決但シ令名ハ日本労働聯盟  
 ト変更スルニトモ決定セリ

綱 領

- 一 吾等ハ人類共存ノ大義ニ基キ相互扶助ノ實現ヲ期ス
- 一 吾等ハ團結ノ力ニ依リ人格ノ向上ト生活ノ保障ヲ期ス

會 則 抄

- 一 本令ヲ日本労働聯合会ト稱ス(協議ノ結果前記ノ通り改称)
- 一 本令ハ日本領土ニアル労働者ヲ以テ組織ス
- 一 本令維持費ヲ別テ左ノ二種トス
  - (一) 會費(但シ一人一月金十錢トス)
  - (二) 定可所金

(七月十九日)

(三) 関西燐寸労働組合発會式

神戸市労働組合協議會協理信三ハ七月初旬末(関西燐寸労働組合ヲ組織セ  
 トシ) 雑誌(藝文)ニ「労働協同」ノ記事載アリ」ヲ配布 同志  
 ト共ニ之シカ成之ニ奔走中一時行場ノ為日本燐寸工場車停燐寸工場  
 其ノ他中堅職工ニハ機械工約三百名ノ令員ヲ得タルヲ以テ七月十七日